

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年四月二十三日奈良県指令建第一〇二―九五号

令和元年十一月二十二日奈良県指令建第一〇二―九五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年一月二十三日建第九五六八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年一月二十三日建第五五七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字太田一〇八番一、一〇八番三、一〇八番四、一〇八番五、一〇八番六、
一〇八番七、一〇八番八、一〇八番九、一〇八番一〇、一〇八番一一及び一〇八番一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字太田一六〇番地

木村英彦

桜井市大字太田二二四番地

松田真幸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字太田一〇八番四

下水道 桜井市大字太田一〇八番四の一部